

改正案	現行
整理番号 No.1-013 平成17年 9月30日 全面改訂（国空機第5025号） 平成23年 6月30日 一部改正（国空機第 282号） 令和 4年 4月 1日 一部改正（国空機第1190号） 令和 5年 3月 1日 一部改正（国空機第 877号） 令和 6年 3月29日 一部改正（国空機第 732号） 令和 6年 3月29日 一部改正（国空機第 734号） 令和 年 月 日 一部改正（国空機第 号） サーキュラー 国土交通省航空局安全部航空機安全課長 件名：技術通報（SB 等）の承認について	整理番号 No.1-013 平成17年 9月30日 全面改訂（国空機第5025号） 平成23年 6月30日 一部改正（国空機第 282号） 令和 4年 4月 1日 一部改正（国空機第1190号） 令和 5年 3月 1日 一部改正（国空機第 877号） 令和 6年 3月29日 一部改正（国空機 732号） 令和 6年 3月29日 一部改正（国空機 734号） サーキュラー 国土交通省航空局安全部航空機安全課長 件名：技術通報（SB 等）の承認について
1. 目的 航空機又は同装備品の設計（追加型式設計を含む）者又は製造者が発行する技術通報（サービス・ブレティン等）には、その内容が耐空性に影響するもの、修理改造検査に該当又は、耐空性改善通報の発行を必要とするもの等がある。 本サーキュラーは、これらに該当すると考えられる技術通報を発行する場合について、航空局による承認を受ける方法、航空機設計検査認定事業場又は装備品等設計検査認定事業場（以下「認定事業場」という。）による基準適合性の確認を行	航空機又は同装備品の設計（追加型式設計を含む）者又は製造者が発行する技術通報（サービス・ブレティン等）には、その内容が耐空性に影響するもの、修理改造検査に該当又は、耐空性改善通報の発行を必要とするもの等がある。 本サーキュラーは、これらに該当すると考えられる技術通報を発行する場合について、事前に航空局の承認を受ける方法を明確にすることを目的とする。

う方法等を明確にすることを目的とする。	
2. 関連サーキュラー (1) サークュラー No.1-028「航空法第 13 条の 4 に基づき国産航空機等の設計承認保有者が構築すべき耐空性維持体制及び運航安全継続計画書の設定について」 (2) サークュラー No.2-001「事業場認定に関する一般方針」 (3) サークュラー No.3-001「耐空性改善通報の取扱いについて」	(新設)
3. 承認の対象 3.1 3.1.1～3.1.3 に該当するものを承認の対象とする。 3.1.1 重要度の区分が次に該当するもの。 (1) 技術通報をその重要度に応じて次の 4 段階に分ける場合の A 又は B に該当するもの。 A. 指令事項 (Mandatory) 必須事項のうち重要なもので、航空局が耐空性改善通報の発行を要すると判断するもの。 B. 必須事項 (Essential) C. 要望事項 (Desirable) D. 任意事項 (Optional)	1. 承認の対象 1.1 1.1.1～1.1.3 項に相当するものを承認の対象とする。 1.1.1 (1) 技術通報をその重要度に応じて次の 4 段階に分ける場合の A 及び B に相当するもの。 A. 指令事項 (Mandatory) 必須事項のうち重要なもので航空局が発行する耐空性改善通報に相当する重要性のあるもの。 B. 必須事項 (Essential) C. 要望事項 (Desirable) D. 任意事項 (Optional)
(削除)	(2) 次の ATA 方式の区分による Recommended 又は Recommended に代る表現法 (i) 及び (ii) に相当するもの。 ATA 方式の区分 A. Recommended 又は「Recommended」に代る次の表現法 (i) (Issuer) considers that work outlined herein affects the safety of the aircraft. (発行者) は、ここに述べる作業は、航空機の安全性に影響すると考えています。

注：重要度の区分の明らかな場合は、航空局安全部航空機安全課、同航空機技術審査センター、地方航空局航空機検査官室又は同駐在航空機検査官室に問い合わせること。	(p) Although the work outlined herein does not affect the immediate safety of the aircraft (issuer) recommends its accomplishment. ここに述べる作業は、航空機の安全性にただちには影響しないが（発行者）は実施することを要望します。 (h) (issuer) considers the work outlined herein desirable but not urgent. （発行者）は、ここに述べる作業は、緊急を要しないが実施することが望ましいと考えています。 B. Optional 注：重要度の区分の明らかな場合は、航空局安全部航空機安全課、同航空機技術審査センター、地方航空局航空機検査官室又は駐在航空機検査官室に問い合わせること。
3.1.2 重要度の区分に関係なく技術通報の作業内容が大修理又は改造に該当するもの。	1.1.2 重要度の区分に関係なく技術通報の作業内容が大修理又は改造に相当するもの。
3.1.3 外国製造者が発行した技術通報を、国産機製造業者の技術通報（当該航空機の名を冠する。）として再発行する場合で前述の3.1.1 (1)A若しくはBに該当し、又はこれらに相当するもの。 （例：ロールス・ロイス式ダート発動機のサービス・ブレティンと同内容のものをYS-11 型機のサービス・ブレティンとして発行する場合。）	1.1.3 外国製造者が発行した技術通報を、国産機製造業者の技術通報（当該航空機の名を冠す）として再発行する場合で前述の1.1.1 項(1)A 及びB 若しくは(2)A(イ)及び(p)に相当するもの。 （例：ロールス・ロイス式ダート発動機のサービス・ブレティンと同内容のものをYS-11 型機のサービス・ブレティンとして発行する場合。）
3.2 3.1.3 以外の既に外国政府機関が承認したもの及び原設計者（航空機、発動機、プロペラ又は装備品等について設計国が外国である設計承認保有者をいう。）	1.2 1.1.3 以外のすでに外国政府機関で承認したもの及び原設計者の発行した技術通報は承認の対象としない。

の発行した技術通報は、承認の対象としない。	
4. 承認の申請 4.1 承認申請の際、申請書の様式は任意とするが、少なくとも、表題、機種、技術通報番号、特記事項等が記入されたものが望ましい。	2. 承認の申請 2.1 承認の申請の際様式は任意とするが、少なくとも、表題、機種、技術通報番号、特記事項等が記入されたものが望ましい。
4.2 上記の申請書に技術通報の案を添えて、我が国型式証明を有する国産航空機等に関するものにあつては、航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター所長あて、またその他のものにあつては、申請者を管轄する地方航空局 ^注 の先任航空機検査官又は航空機検査長あて申請する。申請の方法は、書面又は電子メールによる送付のいずれでもよいが、電子メールによる送付を推奨する。	2.2 承認申請の際は 上記の申請書に技術通報の案を添えて、我が国型式証明を有する国産航空機等に関するものにあつては、航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター所長あて、またその他のものにあつては、申請者を管轄する地方航空局 ^注 の先任航空機検査官又は航空機検査長あて申請する。申請の方法は、書面又は電子メールによる送付のいずれでもよいが、電子メールによる送付を推奨する。
4.3 申請においては、事案毎に、技術通報の概要、不具合の内容、影響評価その他航空局が必要と認める資料を航空局に提出すること。提出された資料に基づき、サーキュラーNo.3-003「耐空性改善通報の取扱いについて」を踏まえて耐空性改善通報の発行要否が航空局により判断され、その結果が通知される。技術通報の変更を行う場合も同様である。	(新設)
4.4 同じ内容の技術通報を日本語及び外国語で発行する場合には、原則として両版合せて添付して申請すること。 (略)	2.3 同じ内容の技術通報を日本語及び外国語で発行する場合には、原則として両版合せて添付して申請すること。 (略)
5. 承認後の手続 5.1 (略)	5. 承認後の手続き 5.1 (略)
5.2 技術通報が耐空性に重要な影響を及ぼす不具合等に関するもので、航空局がこの技術通報に基づき耐空性改善通報を発行する場合には、重要度の区分を指令事項 (Mandatory) と指定して返却する。	5.2 技術通報が耐空性に重要な影響を及ぼす不具合等に関するもので、航空局がこの技術通報に基づき耐空性改善通報を発行する場合には、重要度の区分を指令事項 (Mandatory) と指定して返却する。ただし、ATA 方式の区分の場合には、耐空性改善通報を発行する旨の記述をして返却するので、発行者は承認 (compliance) 欄にその旨を記載すること。
5.3 (略)	5.3 (略)

5.4 申請者は航空局による承認を受けた技術通報（航空局が認定事業場による基準適合性の確認を認めたものを除く。）に、次に掲げる事項を記載して発行すること。 (1) 「航空局承認」の旨の記載 (2) 承認年月日 (3) 発行年月日	6. 申請者は承認された技術通報の案に「航空局承認」の旨の記載並びに承認年月日及び発行年月日を記載し、技術通報として発行する。
6. 認定事業場による基準適合性の確認 4.及び5の規定にかかわらず、認定事業場は、航空局による承認を要する技術通報のうち6.2に該当するものについて、以下に従い、認定業務の範囲及び限定の範囲内において、技術通報の基準適合性の確認を行うことができる。当該認定事業場が基準適合性の確認を実施した技術通報については、航空局による承認を受けたものとみなす。	(新設)
6.1 技術通報の基準適合性の確認を行おうとする認定事業場は、技術通報の基準適合性の確認を行うに当たり、サーキュラーNo.2-001「事業場認定に関する一般方針」第Ⅱ部 4-6に基づき業務規程に必要な手続を定め、認可を受けなければならない。	(新設)
6.2 認定事業場による技術通報の基準適合性の確認の対象は、3.1により航空局による承認の対象となる技術通報のうち、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。 (1) 重要度が3.1.1(1)Bに掲げる「必須事項（Essential）」に該当すること。 (2) 6.3に基づき、航空局が耐空性改善通報の発行を要しないと判断したものであること。 (3) 作業内容が3.1.2に掲げる大修理又は改造に該当しないこと。 (4) 3.1.3に掲げる外国製造者が発行した技術通報を国産機製造業者の技術通報として再発行する場合であって、同項により航空局による承認の対象となるものに該当しないこと。	(新設)

6.3 耐空性改善通報発行要否の確認 技術通報の基準適合性の確認を行おうとする認定事業場は、6.2(2)に係る航空局の判断を求めるため、事案毎に、技術通報の概要、不具合の内容、影響評価その他航空局が必要と認める資料を航空局に提出すること。 提出された資料に基づき、サーキュラーNo.3-003を踏まえて耐空性改善通報の発行要否が航空局により判断され、その結果が通知される。	(新設)
6.4 技術通報の基準適合性の確認は、業務規程により当該業務を行う者として定められた確認主任者が行うものとする。確認主任者は、技術通報が本サーキュラー及び関連する法令等に適合することを確認した場合には、その内容及び根拠を記録し、署名した確認記録を作成すること。	(新設)
6.5 技術通報の基準適合性の確認を行った認定事業場は、確認した技術通報に、5.4に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載して発行すること。 (1) 「認定事業場による基準適合性確認済み（サーキュラーNo.1-013 6.による）」の記載 (2) 認定事業場番号 XXX (3) 確認年月日 (4) 発行年月日	(新設)
6.6 航空局は必要があると認めるときは、技術通報の基準適合性の確認を行うことのできる認定事業場に対し、技術通報の基準適合性の確認に係る記録その他必要な資料の提出を求めることができる。 6.7 航空局は、認定事業場による確認の内容が不適切であると認める場合には、必要な是正措置を求めることができる。	(新設)
7 技術通報の発行について 7.1 承認の対象となる技術通報（航空局が認定事業場による基準適合性の確認を認めたものを除く。）は、原則として航空局による承認を受けてから発行するものとする。	4. 承認の対象となる技術通報は、原則として航空局の承認を受けてから発行するものとするが、使用者に早急に技術通報の内容を知らせる必要がある場合には、航空局承認以前に発行して差し支えない。その場合は承認の項には

ただし、使用者に早急に技術通報の内容を知らせる必要がある場合には、航空局承認以前に発行して差し支えない。その場合は、承認の項に「航空局未承認」（口頭により内容について承認を得ている場合は「航空局承認手続き中」）と記入すること。 7.2 航空局が認定事業場による基準適合性の確認を認めた技術通報については、当該確認を行ってから発行するものとする。	「航空局未承認」又は口頭により内容について承認を得ている場合は「航空局承認手続き中」と記入すること。
7.3 航空局による承認又は認定事業場による確認の有無にかかわらず、発行した技術通報については、下記の宛先に配布するものとする。配布の方法は、書面又は電子メールによる送付のいずれでもよいが、電子メールによる送付を推奨する。 (略)	7. 申請者は発行した技術通報（航空局承認の有無に拘らず）を下記に従い配布するものとする。配布の方法は、書面又は電子メールによる送付のいずれでもよいが、電子メールによる送付を推奨する。 (略)
8. 技術通報作成上の注意 技術通報の作成にあたっては次の点に留意すること。 8.1 (略)	3. 技術通報作成上の注意 技術通報の作成にあたっては次の点に留意すること。 3.1 (略)
8.2 (略)	3.2 (略)
9. 雑則 本サーキュラーの定めにかかわらず、航空機技術審査センター所長が必要と認めた場合は、その他の方法により技術通報等を取り扱うことができる。	8. 雑則 本サーキュラーの定めにかかわらず、航空機技術審査センター所長が必要と認めた場合は、その他の方法により技術通報等を取り扱うことができる。
附則（令和 年 月 日） 1. 本サーキュラーは、令和 年 月 日から適用する。	
本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。 国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター 〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町豊場 県営名古屋飛行場管理庁舎内 3F 電話番号 0568-29-1985	本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。 国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター 〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町豊場 県営名古屋飛行場管理庁舎内 3F 電話番号 0568-29-1985